

第3子以降 保育料無料化



第3子以降のお子さんの認定こども園、保育園、幼稚園等の利用者負担額(保育料)が無料になります!

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境を充実するため、第1子、第2子の年齢や保護者の所得に関係なく、第3子以降の認定こども園、保育園、幼稚園等の利用者負担額(保育料)を無料にします。

対象

菊川市に住所があり、3人以上の子どもを扶養している世帯の認定こども園、保育園、幼稚園等に通う第3子以降のお子さんに係る保育料。

※所得制限や扶養する子どもの年齢制限はありません。

※進学や療養のため別居されているお子さんがいる場合、扶養していることを確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

適用時期

平成30年4月分の利用者負担額(保育料)から

制度についてのお問い合わせはこちらにおねがいします

菊川市 幼児教育課 教育保育係

TEL〈0537〉73-1131

E-mail : yojikyoiku@city.kikugawa.shizuoka.jp



第3子以降無料に関する Q&A

Q 1人目の子どもが高校生でも第1子として数えられますか？

A お子さんの年齢は関係ありませんので、高校生も第1子として数えることができます。ただし、お子さんが保護者に扶養されていない場合（就労、婚姻等）は除きます。



Q 教材費も無料になりますか？

A 各園で定める給食費、預かり保育・延長保育利用料金、教材費、PTA会費などの保護者の実費負担は対象外です。



Q 市外の保育園に通っていますが対象ですか？

A 菊川市に住所がある方であれば、市外の保育園、幼稚園、認定こども園等に通う方も対象になります。各園で保育料を設定している認可外施設等に通っている場合は、市内、市外関係なく対象外です。



Q 申請の手続きは必要ですか？

A 無料になるための手続きは特に必要ありませんが、扶養するお子さんの人数が変わる時は幼児教育課へご連絡ください。また、住民票を別にするお子さんがいる場合は、保護者が扶養していることを申請していただく書類等の提出が必要です。

